

## 守口市都市農業推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、市内における農地の保全及び安定した農業経営を支援するため、市内農家を構成員に含む団体等が農業振興、地産地消の推進等を目的に実施する事業に要する経費の一部を補助する守口市都市農業推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

**第2条** 次条第1号から第4号までに掲げる事業に係る補助金の交付の対象となる者は、構成員の過半数以上が次の各号のいずれかに該当する者である団体とする。

(1) 市内において農業を営んでいる者

(2) 市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき市の住民基本台帳に記録されている者であって、市外において農業を営んでいる者

2 次条第5号に掲げる事業に係る補助金の交付の対象となる者は、前項各号のいずれかに該当する者を構成員に含む団体とする。

(補助事業)

**第3条** 補助金は、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に交付することができる。

(1) 都市農業及び農政に関する講演会等の開催に関する事業

(2) 都市農業及び農政に関する視察又は研修に関する事業

(3) 市内消費者との交流会等地産地消の推進に関する事業

(4) 食育及び農業体験学習に関する事業

(5) 守口大根の普及に関する事業

(補助金の額)

**第4条** 補助金の額は、毎年度予算の範囲内において、前条各号に掲げる事業に要する経費のうち、次に掲げる経費の合計額とする。

- (1) 借上料
- (2) 講師謝金
- (3) 委託料
- (4) 交通費
- (5) 消耗品費
- (6) 印刷製本費
- (7) 保険料
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費  
(補助金の交付申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする団体は、補助事業を開始する時までに守口市都市農業推進事業補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 農業者団体の構成員名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(補助金の交付決定)

**第6条** 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付決定を行い、守口市都市農業推進事業補助金交付決定通知書により申請を行った団体に通知するものとする。

(交付申請の変更)

**第7条** 前条の規定による通知を受けた団体（以下「補助事業者」という。）は、第5条の規定による交付申請の内容を変更しようとするときは、守口市都市農業推進事業補助金変更交付申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、その変更が軽微な場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助事業の内容の変更を承認すべきものと認めたときは、守口市都市農業推進事業補助金交付申請内容変更通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

**第8条** 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日（複数の補助事業を実施している場合には、全ての補助事業が完了した日）の翌日から起算して30日以内又は当該完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、守口市都市農業推進事業補助金実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(補助金の額の確定)

**第9条** 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容が補助金の交付決定の内容に適合するものであるか審査し、適合であると認めたときは、補助金の額を確定し、速やかに守口市都市農業推進事業補助金確定通知書により、補助事業者  
に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

**第10条** 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに守口市都市農業推進事業補助金交付請求書を市長  
に提出しなければならない。

(補助金の交付)

**第11条** 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

**第12条** 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手續により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付目的以外に使用したとき。
- (3) その他この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

**第13条** 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(委任)

**第14条** この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、農政主管部長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成25年6月19日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成30年9月14日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。